

令和 8 年度「岐阜県被災建築物応急危険度判定士養成講習会」

開催のご案内（新規登録者向け）

被災建築物の「応急危険度判定」は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震等による倒壊の危険性を応急的に判定することにより、人命に関わる二次的災害を防止することを目的として実施されるものです。

岐阜県では、平成 7 年に発生した阪神・淡路大震災を機に、「岐阜県被災建築物応急危険度判定士登録制度」を制定し、岐阜県内に在住または在勤する建築士等で県が主催する講習を修了した方について「応急危険度判定士」として登録を行っております。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震においては、石川県の応急危険度判定士のほか、岐阜県を含む近隣の都道府県から応急危険度判定士が派遣され、判定活動により二次災害の防止に大きな役割を果たしたところです。

岐阜県においても、南海トラフ地震や内陸型地震の発生が危惧されているところであり、大地震が発生した際に、迅速な判定活動を実施するためには、一人でも多くの方に「応急危険度判定士」として登録いただく必要があります。

このため、今年度についても別記のとおり「岐阜県被災建築物応急危険度判定士養成講習会」を開催いたしますので、業務ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、未だ登録されていない対象者の方におかれましては、この機会に是非受講され、応急危険度判定士のご登録をいただきますようお願いいたします。

また、「応急危険度判定士」として県民及び社会の要望に応じて貢献いただくとともに、県の震後対策にご協力いただきますよう併せてお願いいたします。

岐 阜 県

「岐阜県被災建築物応急危険度判定士登録制度」 概 要

1 趣 旨

「応急危険度判定」は大地震により被災した建築物を調査し、余震等による倒壊や部材の落下等の危険性を判定することにより、人命に関わる二次的災害の防止を目的としています。判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしています。この活動は、市町村が地震発生後の様々な応急対策の一つとして行うべきものですが、阪神・淡路大震災のような大規模災害の場合には、判定を必要とする建築物の量的な問題や被災地域の広域性から行政職員だけでは対応が難しいと考えられます。そこで、行政職員や建築士の方々を「応急危険度判定士」として岐阜県が登録を行っています。

2 規 定

「岐阜県被災建築物応急危険度判定士登録制度要綱」

3 登 録 者

岐阜県知事

4 対 象 者

県内に在住または在勤する以下のいずれかに該当する方

- ・建築士の資格を有する方
- ・地方公共団体の職員で、応急危険度判定に従事する必要のある方
- ・建設業法第27条に基づく技術検定（1級建築施工管理に限る）に合格している方

5 要 件

県が主催する講習会を受講された方

6 有効期間

5年間〔登録の日から5年を経過する日の属する年度末まで有効〕
更新を希望される方は、期間満了の30日前までに更新手続きが必要となります。

7 登録者数

2,408名〔令和8年3月31日現在〕

8 講 習 会

開催日・申込方法等は、下記のとおりです。

記

1 名 称

「岐阜県被災建築物応急危険度判定士養成講習会」

2 開催日等

開催地区	日 時	会 場	定 員
東 濃	令和8年10月19日（月） 13:20～16:30 （受付13:00～）	岐阜県東濃西部総合庁舎 大会議室 多治見市上野町5丁目68-1	60名
岐 阜	令和8年11月26日（木） 13:20～16:30 （受付13:00～）	水産会館 大会議室 岐阜市藪田南1丁目11-12	100名
岐 阜	令和9年2月3日（水） 13:20～16:30 （受付13:00～）	岐阜県庁舎 ミナモホール 岐阜市藪田南2丁目1-1	100名

3 講習内容（都合により変更される場合があります。）

時刻	内容
13:00 ～	受付
13:20 ～ 13:25	挨拶
13:25 ～ 13:35	応急危険度判定の概要と登録制度
13:35 ～ 14:05	応急危険度判定調査の流れ（DVD）
14:05 ～ 16:05	応急危険度判定マニュアル（W・S・RC造）及び事例紹介（休憩含む）
16:05 ～ 16:25	模擬研修及び民間判定士の補償制度について
16:25 ～ 16:30	受講修了証の交付

4 受講料

無 料

5 受講修了証等

受講者には、「受講修了証」及び「応急危険度判定士登録証」を交付します。（「応急危険度判定士登録証」については、受講後 2～3 ヶ月を目途に郵送します。）

6 受講資格

県内に在住または在勤する以下のいずれかに該当する方

- ・ 建築士の資格を有する方
- ・ 地方公共団体の職員で、応急危険度判定に従事する必要のある方
- ・ 建設業法第 27 条に基づく技術検定（1 級建築施工管理に限る）に合格している方

7 申込方法及び申込先

(1) ①Logo フォームによる場合

事前に添付データをご用意のうえ、下記 URL または QR コードから申請してください。

URL : <https://logoform.jp/form/T8mB/1667388>

QR :



〔添付データ等〕

○顔写真データ 胸より上の写真

〔無帽・無背景・6 ヶ月以内撮影〕（JPEG 形式 1MB 以内）

〔注〕登録証に用いますので、極端に粗い画像は避けてください。

○資格の証明書（建築士の資格の写し、1 級建築施工管理技士の合格証明書 等）

②電子メールによる場合

下記 URL から申請書（Excel データ）をダウンロードし、必要事項を入力の上、添付データ等と一緒に下記メールアドレスへ送信してください。

URL : <http://www.pref.gifu.lg.jp/page/465.html>

メールアドレス : oukyu-kikendo@govt.pref.gifu.jp

〔添付データ等〕

○顔写真データ 胸より上の写真〔無帽・無背景・6 ヶ月以内撮影〕（JPEG 形式 1MB 以内）

〔注〕写真データ添付のほか、申請書の写真欄にサイズを合わせて貼り付けてください。

登録証に用いますので、極端に粗い画像は避けてください。

○資格の証明書（建築士の資格の写し、1 級建築施工管理技士の合格証明書 等）

③郵送または持参の場合

「応急危険度判定士登録申請書」（以下「申請書」という）に必要事項を記入し、添付書類等を同封の上、(4) 申込先へ郵送または持参してください。

〔添付書類等〕

○顔写真 2 枚（縦 3.0 cm×横 2.4 cm）〔無帽・無背景・6 ヶ月以内撮影（裏面に氏名記入）〕

〔注〕1 枚は「申請書」指定欄に糊付け、もう 1 枚は「登録証」用として添えて提出してください。

○資格の証明書（建築士の資格の写し、1 級建築施工管理技士の合格証明書 等）

(2) 講習会の受講

「申請書」指定欄の受講希望日番号に○印を付けてください。

※申込受付後、受講票を申請書記載の住所に郵送します。受講日の 5 日前までに受講票が届かない場合は、お手数ですが(4) 申込先までご連絡ください。

(3) 申込期限 ① 東濃地区（岐阜県東濃西部総合庁舎） 令和 8 年 9 月 25 日（金）

② 岐阜地区（水産会館 大会議室） 令和 8 年 10 月 23 日（金）

③ 岐阜地区（岐阜県庁舎） 令和 9 年 1 月 8 日（金）

（各会場、定員に達しましたら締め切る場合があります。）

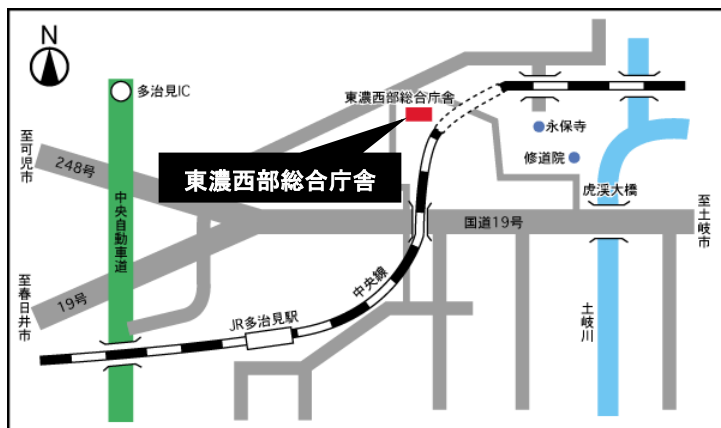
(4) 申 込 先 〒500 - 8570 岐阜市藪田南 2 - 1 - 1

岐阜県都市建築部建築指導課建築物地震対策推進係

TEL 058 - 272 - 8691

8 会場案内図

(各会場共、駐車場に限度があります。公共交通機関の利用または、相乗り等にご協力願います。)



令和8年10月19日(月)

東濃西部総合庁舎 大会議室
多治見市上野町5-68-1



令和8年11月26日(木)

岐阜県水産会館 大会議室
岐阜市藪田南1-11-12

※駐車場については、
県庁駐車場を利用ください。

※出典：県域統合型GISぎふ



令和9年2月3日(水)

岐阜県庁舎 ミナモトホール
岐阜市藪田南2-1-1

9 主催 岐阜県